

議案  
第六号 穀物検査規則撤廃運動の件

小野田支部提出

(内容畧)

第七号議案 穀物検査反対運動の件

吉浦支部提出

(内容畧)

第八号議案 調停による執行文下附反対運動の件

執行委員会提出

主文、奨励米増額斗争にあたり裁判所が地主の要求に基き調停条件を

反としての強制執行文を下附することに反対する。  
調停による執行文の配付級の説明に於ては、將來を円満にやつてゆくことを目的としてある。(我々は此の調停法をギョクン法と考へてあるが)然るに實際に當つては、調停条件の原因となつて、大儀的な争議が起る例へは吉浦争議を見よ。我々は今年地主に對して奨励米の増額要求を出さんとし、此の我々の要求の理由は極めて當然のことである。然し多くの地主の地主は恐らく簡單には、此の我々の當然の要求をそのまゝには承任しないであらう。其の場合には當然に網同盟へまゝ進むのであるが、この時、調停になつておるところでは、地主は調停条件を理由にして条件を履行して裁判所へ執行文の下附を申出で、この執行文によつて我々の正当なる要求を踏みにぢんとするであらう。我々は此の場合裁判所が執行文を下附することに對して、絶対に反対するものである。何故なら、我々の要求は検査規則が改悪された為に起つたもので、普通の調停条件中にある。  
天変地異その他不可効力による公作の場合には減免の申出をする。こゝと同様ののである。支配階級の起つた天変地異があるから、岡山縣下には調停になつておるところが多い。その一々この當然な奨励米増額位の事で条件を履行による執行文を下附されたら、たまたまのものではない。従つて、小作調停の正義を無視しないならば、此の場合執行文を下附せざるのみならず、進んで我々の要求を實現する格に取計すべきであらう。我々は此の故に裁判所に對して反対運動をなすものである。